

監査公告第 11 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による政策企画部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 30 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

政策企画部 定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和6年12月10日から令和7年1月14日まで

第3 監査の対象

政策企画部（秘書課、企画課、プロモーション室、未来型商業地整備室）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) デジタル田園健康特区の取り組みが着実に進められているか。
- (4) 人口減少対策の課題が整理され効果的な事業が行われているか。
- (5) 地域公共交通対策の課題が整理され効果的な事業が行われているか。
- (6) ふるさと納税の増加に向け効果的な事業が行われているか。
- (7) 未来型商業施設における事業者の提案内容が市の都市計画と整合しているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・人口減少・少子化対策について、次のとおり意見を付す。

本市では昨年8月に「人口減少・少子化という地域課題に対し官民が連携して、加賀市で就職・結婚・出産等の様々なライフデザインが描けるような環境の構築を目指すこと」を目的に市内の産業団体や市民団体等で組織する「加賀市ライフデザイン推進機構」が設立された。「人口減少・少子化」は本市の最大の課題であり、これまでも様々な施策が行われてきた。特に移住定住の促進については「加賀市定住促進協議会」からの委託事業で多くが行われてきたところである。この

二つの組織は共に市が事務局を担い、役割も重なる部分が見られる。「人口減少・少子化」対策は一体的に進めないと効果が見えにくく、事業が被るなど経費の面でも効率が悪くなりかねない。政策企画部としても今後の両組織のあり方について検討を進めているとのことだが、早急に最善の体制を確立されたい。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

政策企画部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. デジタル田園健康特区の推進について
2. 人口減少対策について
3. 地域公共交通の充実策について
4. ふるさと納税について
5. シティプロモーション推進事業について
6. 未来型商業施設の進捗について